

興中正ナル經濟政策ノ遂行ニ依ツテ大ニ國力及民力ヲ培養充實シ且國防ノ安固ヲ保障シ以テ稀代ノ難局ヲ突破シ  
尙外ニ向ツテハ正義ヲ基調トスル自主的外交ニ依ツテ大亞細亞主義ノ經綸ヲ斷行シ以テ大和民族ノ海外發展ト皇  
道ノ四海宣揚トヲ徹底セシメントスルニテ是實ニ本會ノ信條ニシテ又以テ昭和維新ノ聖獻ニ應フル臣道ナリ  
吾人ハ茲ニ其ノ信條ヲ披瀝シテ廣ク天下同憂ノ士ニ訴ヘ其結束提携ヲ策シテ天地公正ノ道ヲ邁進シ塞々匪躬ノ節  
ヲ盡シテ内憂外患ノ國難ニ當ラントス敢テ國民ノ厥起奮闘ヲ望ム

昭和八年五月十六日

明倫會

### 明倫會主義綱領

- 一、皇祖肇國ノ神勅ヲ奉戴シテ天壤無窮ノ我國體ヲ尊重シ忠君愛國及献身奉公ノ至誠ト道義的觀念トノ普及徹底ヲ期ス
- 二、既成政黨ノ積弊ヲ打破シテ天皇政治ノ確立及國家本位ノ政治ノ遂行ヲ期ス
- 三、退嬰追從外交ヲ排シテ自主ト正義トヲ基調トスル外交ヲ斷行シ以テ國威國權ノ宣揚發展ヲ圖リ且ツ大亞細亞

- 四、統帥大權ノ發動並國際的軍備平等權ヲ確保シ以テ自主的國防ノ安固ヲ期ス
- 五、根本的行政財政及稅制ノ整理ヲ斷行シ且産業ノ振興中正ナル經濟政策ノ遂行並民族ノ海外發展ニ依テ國力ノ充實及國民生活ノ安定ヲ期ス

## 主張

### 明倫會の主義綱領に就て

昭和八年五月二十日

主義綱領は本會の大精神であり大憲法である。之に依つて今日幾千幾萬の會員は糾合せられ、行動しつゝあるのである。從て主義綱領は確固不動であり、永續性を有せねばならぬことも亦自明の理である。茲に發會式を舉ぐるに方り最初の主義綱領に對し其の精神を損せざる程度に於て若干其表現に修正を加へたものか、即ち今回發表せられた新主義綱領である。故に此機會に於て右の經緯を報告し、且つ左に各條項の意義精神を概説し、以て會員諸君と共に其實徹實現に向つて邁進せんとするものである。